

霧島市条例第43号
令和7年12月18日

霧島市立学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市立学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校授業料等に関する条例（平成17年霧島市条例第114号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出として「（経過措置）」を付する。

附則第3項を次のように改める。

（令和7年度における授業料徴収猶予の特例）

3 令和7年度に限り、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号の規定により高等学校等就学支援金が支給されていない高校生等を対象とした支援金の支給を申請した生徒の授業料は第5条の規定にかかわらず、徴収を猶予することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市立学校授業料等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。